

金型取引改善重点3テーマ

金型代金の支払制度改革

要望

国内で主流となりつつある
前金支払制度と
納品日残額支払制度

- ・注文住宅・造船取引は前金制度
(金型と同じ一品オーダーメイド品)
- ・支払期日＝検収日ではなく**納品日**
(支払いを完了しなければならない日)

型取引の適正化推進協議会報告書
(令和元年12月)
P22、P25→前金制度を前提にした
覚書の参考例

具体例

- 契約締結日 ⇒ 1/3 ~ 1/2以上
(中小企業庁モデルは1/2)
- ファーストライ日 ⇒ 1/3 ~ 1/2以上
- 納品日 ⇒ 残金全額

金型図面・データの知的財産保護

- メンテナンスのためという約束で顧客に図面データを引渡したところ他社に流出した。

- 不正競争防止法
「営業秘密」として保護

- **金型図面・データ**は価値ある知的財産にもかかわらず、顧客から無償・根拠のない低価格での引き渡しを要求された。

型取引の適正化推進協議会報告書
(令和元年12月)
P18→型や図面について
「提供することに合意があった場合でも無償提供は認められず、適正な対価を支払うこととする」

- 下請法
「不当な経済上の利益の提供要請」抵触の恐れ
- 独占禁止法
「優越的地位の濫用」抵触の恐れ

無償提供は合意でもNG

模範的金型発注企業発表制度

内容

積極的に公正・妥当な取引を実践する
金型発注企業を発表

効果

- 契約当事者間に公正取引の気運が上昇
- 優越的地位の濫用防止